ジェックスケアカレッジ介護職員初任者研修　研修実施要領（学則）

1　開講目的

（　高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した質の高い介護を提供するため、必要な知識、技能を有する介護員の養成を図る。　）

2　研修事業者

事業者名　：一般社団法人 JCC

主たる事業所の所在地　：岡山市北区中井町二丁目１－６第 2 松島ビル 1 階

連絡先電話番号　：０８６－２２５－７６６９

研修の事務を行う県内事業所の名称及び所在地

：一般社団法人 JCC　ジェックスケアカレッジ倉敷教室
倉敷市西富井６５４－６

担当部署（担当者）　：柴田　徹也

連絡先電話番号　：０８６－４５４－６１１０

研修者情報公開 URL　http:// jecs-gr.jp/training/syoninsya/

3　研修の名称、通学制又は通信制の別

ジェックスケアカレッジ介護職員初任者研修（通信制）

4　受講資格及び受講定員

（受講資格）

訪問介護サービスに従事することを希望する者及び、介護の知識・技術を学び家庭や地域に活用することを希望する者であり、16 歳以上の心身ともに健康である者とする。

＊満 65 歳以上の方、妊娠中の方は応相談とする。

（受講定員）

20 名

5　開講時期及び研修期間

令和６年４月 27 日から令和６年８月 17 日まで

受講者１人当たり，研修総期間　130 時間，　15 日間

6　実施場所

（１）講義（通信制は面接指導の実施場所）

倉敷市西富井 654-6　一般社団法人 JCC

ジェックスケアカレッジ倉敷教室　研修室

（２）演習

倉敷市西富井 654-6　一般社団法人 JCC

ジェックスケアカレッジ倉敷教室　研修室

（３）実習

実施しない

7　研修カリキュラム

介護員養成研修　介護職員初任者研修課程を実施する。

（１）研修カリキュラム

「岡山県介護員養成研修事業者指定等に関する要綱」に規定する介護員養成研修のカリキュラムに基づき行う。（又は「カリキュラムに必要な科目を追加して行う。）

（２）テキスト

テキストは，中央法規出版株式会社発行の介護職員初任者研修テキストを使用するとともに，必要な補助教材を使用する。

（３）講師

別紙のとおり

（４）日程

別紙のとおり

（５）添削指導及び面接指導の指導方法（通信制のみ）

学習方法：学科レポートを自宅学習にて行う。学科レポート（提出４回）は期限を設け、通学時に提出する。

添削指導：理解の状況等を確認する為、学科レポート採点基準を 70 点以上合格と定め、基準に満たない者へは再学習の上で再提出を求める。合格

点に達するまで再提出を続けることとする。

面接指導：上記、添削指導により講義内容の理解状況を確認する。状況に応じ、講師による面接指導を実施し、理解不足な点を補う。

８　受講手続き（募集要領等）

募集はホームページ、フリーペーパー媒体、DM で行う。

受講手続は下記の通りとする。

１）　当社指定の申込用紙に必要事項を記入し、郵送・FAX・持参により申し込む。但し、定員に達した時点で終了とする。

２）　申込用紙を受理し、受講料を領収、教材等を発送または手渡し後、受講申し込み手続き完了とする。

９　募集期間

岡山県知事より研修指定を受けた日から、令和 6 年 4 月 20 日まで

10　受講料、実習費等（テキスト代、補助教材費含む）（税込）

定価 72,000 円

早期割引価格　69,000 円（おおむね 2 週間前）

修了生紹介割引価格　69,000 円

従業員割引価格　50,000 円

11　欠席者に対する補講の実施方法及び補講に係る費用の取扱い

補講は別日程または次回の養成講座の当該科目を充てる。

費用については、2000 円/ｈとする。別途、日程を指示する。

12　研修修了の認定方法

各科目別に定める修了時の評価ポイントに沿って各受講生の知識・技術等の習熟度を確認する。なお、カリキュラム「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」内において、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価を、実技試験も併せた方法により実施する。知識・技術等の習得状況を確認した結果、評価基準を満たしていない場合は、必要に応じて補講等を行い再評価するなど、基準に到達するよう努める。

修了認定は、全科目出席、全通信課題提出を条件とし、筆記試験により実施。評価基準は、次のとおり、理解度の高い順にＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄの４区分とし、Ｃ以上で評価基準を満たしたものと認定する。なお、不合格の場合は、別途実施する補講に出席し、再度修了試験を行う。費用については、2000 円/ｈとする。

認定基準（１００点を満点評価とする）

Ａ＝９０点以上、Ｂ＝８０～８９点、Ｃ＝７０～７９点、Ｄ＝７０点未満

13　修了証明書等の交付

一般社団法人 JCC 代表理事は，研修修了者に対して，介護保険法施行令第３条第１項に基づき，修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。

また，研修修了者について，修了証明書番号，修了年月日，氏名，性別，生年月日，住所等を記載した名簿を作成・管理し，その名簿を岡山県知事に報告する。